



# 鳥取県公報

平成 28 年 6 月 29 日 (水)  
号外第 6 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (43) (企業支援課) . . . 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 中小企業高度化資金の貸付けの対象となる事業を定める規定中、引用する法令の題名及び条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第43号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	内容	名称	内容
1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。） <u>第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合しているもの</u>	1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。） <u>第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合しているもの</u>
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業であって、省令第26条第2項の基準に適合しているもの	2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業であって、省令第26条第2項の基準に適合しているもの
3 下請振興事業計画承認グループ事業	政令第3条第1項第1号ロに規定する事業であって、省令第27条の基準に適合しているもの	3 下請振興事業計画承認グループ事業	政令第2条第1項第1号ロに規定する事業であって、省令第27条の基準に適合しているもの
4 総合効率化計画認定グループ事業	政令第3条第1項第1号ハに規定する事業であって、省令第27条の2の基準に適合しているもの	4 総合効率化計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号ハに規定する事業であって、省令第27条の2の基準に適合しているもの
5 施設集約化事業	政令第3条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するもの (1)～(3) 略	5 施設集約化事業	政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するもの (1)～(3) 略

6 共同施設事業	政令第3条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するもの	6 共同施設事業	政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するもの
7 設備リース事業	政令第3条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するものであって、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に取り付けで賃貸するもの（政令第3条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に取り付けで賃貸するものを除く。）	7 設備リース事業	政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するものであって、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に取り付けで賃貸するもの（政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に取り付けで賃貸するものを除く。）
8 企業合同事業	政令第3条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第1項第2号から第6号まで、第31条第1項第4号から第8号まで、第32条及び第33条の要件に該当するもの	8 企業合同事業	政令第2条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第1項第2号から第6号まで、第31条第1項第4号から第8号まで、第32条及び第33条の要件に該当するもの
9 集団化事業	政令第3条第1項第3号に規定する事業であって、省令第34条第1項の基準に適合しているもの	9 集団化事業	政令第2条第1項第3号に規定する事業であって、省令第34条第1項の基準に適合しているもの
10 集積区域整備事業	政令第3条第1項第4号に規定する事業であって、省令第35条第1項の基準に適合しているもの	10 集積区域整備事業	政令第2条第1項第4号に規定する事業であって、省令第35条第1項の基準に適合しているもの
11 地域産業創造基盤整備事業	政令第3条第2項第1号に規定する事業であって、省令第36条の基準に適合しているもの	11 地域産業創造基盤整備事業	政令第2条第2項第1号に規定する事業であって、省令第36条の基準に適合しているもの
12 商店街整備等支援事業	政令第3条第2項第2号に規定する事業のうち、省令第37条の基準に適合している事業であって、同条第1号イからハまでのいずれかに該当するもの	12 商店街整備等支援事業	政令第2条第2項第2号に規定する事業のうち、省令第37条の基準に適合している事業であって、同条第1号イからハまでのいずれかに該当するもの
13 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社（政令第3条第2項第1号の特定会社を	13 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社（政令第2条第2項第1号の特定会社を

	いう。以下同じ。）、一般社団法人等（同号の一般社団法人等をいう。以下同じ。）、商工会等（同号の商工会等をいう。以下同じ。）又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業		いう。以下同じ。）、一般社団法人等（同号の一般社団法人等をいう。以下同じ。）、商工会等（同号の商工会等をいう。以下同じ。）又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。